

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「効果的な漁村活性化推進方策検討調査」仕様書

1. 目的

現在漁業所得の向上を図るための浜の活力再生プラン（以下、「浜プラン」という。）が 651 地域で、また、浜の機能再編を図る浜の活力再生広域プラン（以下、「広域浜プラン」という。）が 136 地区でそれぞれ策定され、取組が進められている。浜プランについては、漁業所得が向上した地区は全体の約 7 割に達する反面、約 3 割の地区では減少している状況であり、また、広域浜プランについても取組が緒についたばかりの地区が多く、浜の機能再編に向けた取組を今後加速化する必要がある。加えて、漁港漁場整備長期計画においては、広域浜プランとの連携の下、荷さばき所等の再編・集約を進めることとしており、これを着実に推進する観点から、広域浜プランに基づく漁港施設等の再編・集約の事例・効果検証を行い、取組地域に普及させる必要がある。

そのため、本調査では、浜プラン及び広域浜プランの実効性のある取組の進展を図るため、漁港を中心に取り組まれている浜プラン及び広域浜プランの取組地域のうち、モデル的な地区を対象に、成功要因及び解決すべき課題について調査・分析を行う。その中で、浮き彫りとなった課題に対して、今後取り組むべきハード・ソフト対策を明らかにした上で、プランの見直しに反映させる。そして、検討過程で得られた考え方をガイドラインに取りまとめ、全国に普及させることを目的とする。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本調査では、以下の調査を実施する。

(1) 調査事項

- ア モデル地域における調査・分析
- イ 対策の立案
- ウ 調査結果の取りまとめと全国への普及

(2) 調査事項の詳細

- ア モデル地域における調査・分析

(ア) モデル地域における調査・分析

浜プラン及び広域浜プラン取組地域からそれぞれ 2 地域以上選定し、浜プラン取組地区にあっては漁業所得の向上等の要因や更なる所得向上に向けた課題について、広域浜プラン取組地域にあっては浜の機能再編等の進展に伴う漁業生産の効率化や販売力の強化に繋がった要因や更なる取組の推進に当たっての課題について、それぞれ分析を行う。

その際、各地域における資源管理措置の取組状況やその対象とする資源の動向

について文献や聞き取りにより調査するほか、漁獲量の増減に伴う魚価の変動、漁業資材の市況単価変動に伴うコストの変動などの他律的要因を極力排除した分析を行うものとする。

(イ) 対策の立案

(ア) で分析した課題について、更なる取組の推進を図る観点からハード、ソフト両面から、各地域で策定している浜プラン・広域浜プランの取組に反映可能な形での提案を行う。その際、販路拡大、鮮度保持対策の充実、未利用・低利用資源の活用、新たな加工品の開発、異業種との連携、漁港機能の集約、流通経路の合理化など、多様な視点から検討を行うものとする。

(ウ) 調査結果のとりまとめと全国への普及

次年度以降に予定しているガイドラインの取りまとめに向け、本調査で得られた知見の整理を行う。その際、各地域の漁業関係者にとって活用しやすくなるよう、分かりやすい形で取りまとめるものとする。

(3) その他

ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁漁港漁場整備部防災漁村課と協議するものとする。

イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の漁港・施設グループ（6課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部防災漁村課担当者に連絡すること。

6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

(1) 成果品

調査報告書 3部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

(2) 納入場所

7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

8 その他

- （1）受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。
- （2）事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- （3）受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- （4）受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- （5）事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「渚泊の効果的な推進方策検討調査」仕様書

1 目的

現在、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を有した「農泊地域」を平成32年度までに500地域創出することとしており、水産分野においても、漁村地域が持つ観光資源をフルに活用し、誘客体制整備を行うこととなっているが、渚泊に取り組む地域の数は限定的な状況となっており、今後、この取組を加速化させる必要がある。

また、SNS、HP等を活用した漁村の魅力の情報発信プラットフォームについて、情報の発信側、受信側にとってより使いやすく、また効果的なものとなるよう、発展させる必要がある。

そのため、本調査では、渚泊取組地域の拡大に向け、成功要因の分析やモデル地域における検討、得られた成果の全国への普及を行うほか、漁村の魅力情報発信プラットフォームについて、情報の発信側・受信側双方の意向を調査し、それを踏まえた改良及び全国への普及を行うことを目的とする。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本調査は 2 ヶ年の期間を予定しており、初年度となる平成 31 年度は、以下の内容を実施する。

(1) 調査事項

ア 渚泊取組地域の拡大

(ア) 既存の渚泊取組地域の分析

(イ) モデル地域における検討

(ウ) 調査結果のとりまとめと全国への普及

イ 情報発信システムの改良・普及

SNS, HPを活用した漁村の魅力情報発信プラットフォームの改良及び普及

(2) 調査事項の詳細

ア 渚泊取組地域の拡大

(ア) 既存の渚泊取組地域の分析

渚泊等に取り組んでいる地域を対象として、地域が一体となった推進体制の構築過程、地域内での役割分担、成功要因、ビジネス化・マーケティングの手法などの観点から成功している要因について調査・分析を行う。

(イ) モデル地域における検討

モデル地域を10地区以上選定し、それぞれの漁村地域が持つ観光資源を活用しつつ、渚泊をビジネスとして実践するための漁村側の受け入れ体制整備、漁港を核とした誘客手法の検討を行う。

(ウ) 調査結果のとりまとめと全国への普及

2年度目に行うガイドライン取りまとめに向け、本調査で得られた知見の整理を行う。その際、各地域の漁業関係者にとって活用しやすくなるよう、分かりやすい形で取りまとめるものとする。

イ 情報発信システムの改良・普及

SNS、HP を活用した漁村の魅力情報発信プラットフォームについて、情報の発信側、受信側双方の意向を調査し、その結果を踏まえて、更に分かりやすく使いやすいものとなるよう、改良を行う。さらに、改良したプラットフォームを全国に普及させる。

(3) その他

ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁漁港漁場整備部防災漁村課と協議するものとする。

イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の漁港・施設グループ（6課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部防災漁村課担当者に連絡すること。

6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

(1) 成果品

調査報告書 3部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

(2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

- (1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「漁港ストック有効活用検討調査」仕様書

1 目的

漁港漁場整備長期計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）においては、「漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出」が重点課題とされ、①漁港ストックを活用した水産業の 6 次産業化や海洋レクリエーションの振興、②漁港における防風・防暑・防雪施設や浮き桟橋の整備、静穏水域を増殖場として活用する等により、漁港ストックの最大限の活用を図るとされている。

本調査では、漁港水域における増養殖、プレジャーボートの利用を促進するための漁港ストック活用方策等について検討する。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 増養殖や出荷調整のための漁港水域等の活用の方策及び技術の検討
- イ プレジャーボートの利用方策の検討
- ウ 漁港施設の有効利用に関する手引きの検討

(2) 調査の方法

- ア 増養殖や出荷調整のための漁港水域等の活用の方策及び技術の検討

漁港水域を活用して増養殖や出荷調整等を行っている事例や推進上の課題を把握し、水質等の要求条件、必要な漁港施設の機能や対応技術及び維持管理モニタリング等について検討する。また、沖合養殖及び陸上養殖の動向や課題を把握し、その推進を図る上での漁港ストックの活用や水産基盤整備の可能性について検討する。

- イ プレジャーボートの利用方策の検討

国土交通省と合同でプレジャーボートの全国実態調査を実施するとともに、近年、プレジャーボートの利用によって地域活性化が図られた漁港の事例を数地区程度収集し、成功要因等を分析し、取りまとめる。

- ウ 漁港施設の有効利用に関する手引きの検討

漁港施設の有効活用に関する事例を収集し、成功要因等を分析し、イの検討成果も含めて、水産庁の手引きに反映する。

(3) その他

- ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について、3（1）アについては水産庁漁港漁場整備部整

備課設計班、3（1）イ、ウについては水産庁漁港漁場整備部計画課利用調整班と協議するものとする。

#### イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の漁港・施設グループ（6課題）の報告会を円滑に遂行するため、水産庁と調整しながら、開催案内や会場準備及び当日の司会遂行等の事務局運営を行うとともに、報告会で調査結果を発表し、有識者から意見から意見を聞く。

#### 4 関係資料の貸与

（1）本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

（2）貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

#### 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部整備課及び計画課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部整備課設計班及び計画課利用調整班の担当者に連絡すること。

#### 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

##### （1）成果品

調査報告書 4部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

##### （2）納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

#### 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

#### 8 その他

（1）受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

（2）事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

（3）受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支



出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。

- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成30年度水産基盤整備調査委託事業  
「漁港計画策定手法の高度化検討調査」仕様書

1 目的

『漁港計画の手引き』（以下、手引き）については、平成4年の改訂後、25年にわたり漁港計画策定の実務書として関係各位に活用されてきたところである。

この間、水産情勢の変化や漁港に対するニーズの多様化、漁港関係事業制度の改訂等、漁港行政を取り巻く環境は大きく変化した。また、漁港漁場整備長期計画において、水産業の競争力強化と輸出促進、大規模自然災害に備えた対応力強化、漁港ストックの最大限の活用と漁村のにぎわいの創出等の課題を明記したところである。これら重点課題に対して総合的かつ効率的な事業を推進し、水産物の安定供給及び水産業の健全な発展を図る必要があるが、現行の手引きでは情勢の変化や新たな課題に対応した漁港計画の検討にあたり、十分に対応出来ない状況にあることから、見直しが必要である。

このため、本事業は、今後の水産基盤整備における各課題に対応した漁港計画の策定の一助となるよう、手引きの改訂内容を検討するものである。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

平成30年度調査事項

- ア 見直しを要する事項の点検、抽出
- イ 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討
- ウ 資料データの収集、分析、整理
- エ 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ

平成31年度調査事項（参考）

- ア 有識者を含む検討委員会の設置、運営（計3回程度）
- イ 原稿案の作成

(2) 調査の方法

ア 見直しを要する事項の点検、抽出

手引きの改訂にあたり、現行の手引きの全ページについて点検を行い、見直しが必要な箇所を整理し、とりまとめる。なお、点検にあたっては、関連計画や関連制度、漁港・漁場の施設の設計参考図書（2015年版）等との整合を図るものとする。

イ 基準値等の見直し及び新たな項目等の検討

計画に係る基準値、計画の基本的考え方を見直し、新たな項目の追加については、実態上の課題等を踏まえ、改訂内容を検討する。

(ア) 基準値や計画の基本的考え方について

近年の利用実態や漁船の諸元（形状及び総トン数の表記）、その他の変化等を考慮し、漁港施設の配置、必要航路幅、必要水深、操船旋回（船まわし）、使用可能な最大波高、その他必要な事項について、検討を行うこと。

(イ) 新たな項目について

主に、漁港における衛生管理対策、大規模災害に備えた地震・津波対策、既存ストックの最大限の活用等、漁港漁場整備長期計画における重点課題に対応した内容等について検討を行うこと。

ウ 資料データの収集、分析、整理

各事項の見直し、改訂内容の検討にあたり、必要な資料収集等を行うこと。特に、資料編において整備事例を収集する際は、関係機関等の協力を得つつ、最新かつ優良なものを選定すること。また、漁港計画の観点から、今後の漁港が担うべき役割や機能等について検討を行うため、担当官と調整の上、必要なデータ収集、分析を行うこと。

エ 構成及び主要改訂項目に係る概要のとりまとめ

見直し箇所や新たな追加項目等について検討した上で、全体の構成をとりまとめる。また、主要改訂項目については、その改訂内容を平成31年度に設置する有識者検討委員会（予定）において検討できるようとりまとめる。

(3) その他

ア 検討部会等の設置

本事業の実施にあたり、水産庁漁港漁場整備部内に作業部会を設置し、各調査事項について確認を行うこととする。開催回数は履行期間中5回程度とする。

イ 水産庁との協議

3（1）ア～エの業務計画、業務成果については、水産庁漁港漁場整備部計画課計画班と協議するものとする。

ウ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の漁港・施設グループ（6課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部計画課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は

除く。)とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部計画課計画班担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 4部

電磁記録媒体資料 2部(CD-R)

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班(農林水産省本館8階 ドアNo.本805)

## 7 実績報告書

事業が終了したとき(本事業を中止し、又は廃止したときも含む。)は、事業実績報告書(2部)を提出すること。

## 8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者(以下「水産庁担当者」という。)の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成30年度水産基盤整備調査委託事業

「漁港機能施設の能力強化による水産都市等の活性化方策検討調査」仕様書

1 目的

漁港漁場整備長期計画（平成29～33年度）で定めた重点課題の一つとして、「水産業の競争力強化と輸出促進」を掲げているところであるが、輸出を含む水産物流通の強化を図るためには、荷さばき所、製氷施設、冷凍及び冷蔵施設等漁港機能施設の機能・能力の改善や向上が重要である。しかし、これら施設の中には、老朽化が進み更新時期を迎えているものや各施設が点在化しているものがあり、一連施設としての機能低下や水産物の流通の能力低下を招いている。

これらを踏まえ、漁港機能施設の更新・集約・再配置の実施状況などの調査等により、水産物流通の強化や水産都市などの活性化に資する検討を行う。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

(1) 調査事項

水産流通の拠点となる水産都市などにおいて、漁港機能施設の課題を悉皆的に把握し、当該施設の更新・集約・再配置の計画立案手法を提案する。

ア 漁港機能施設の現状把握

イ 漁港機能施設の更新・集約・再配置に関する効果分析

ウ モデル地区における課題や問題点等の解決策の提案

エ 民間事業者等との連携による水産都市の活性化方策の手引き（案）（仮称）の改訂

(2) 調査の方法

ア 漁港機能施設の現状把握

水産流通の拠点となる全国の漁港（200地区程度を想定）において、民間施設を含む漁港機能施設の老朽化や更新等計画の状況、並びに施設の点在等による課題や問題点等の現状を把握する。

イ 漁港機能施設の更新・集約・再配置に関する効果分析

(2)アの結果や過年度の調査結果を踏まえ、モデル地区（3地区程度を想定）の選定を行い、モデル地区において検討した漁港機能施設の更新・集約・再配置による効果（事業実施による波及効果、まちづくりとの連携効果等）の分析を行う。なお、効果の分析に当たっては、定性的な効果及び定量的な効果を算定する。

ウ モデル地区における課題や問題点等の解決策の提案

選定したモデル地区において、漁港機能施設の更新・集約・再配置を行う際の課題や問題点等を抽出し、その具体的な解決策を提案する。

エ 民間事業者等との連携による水産都市の活性化方策の手引き（案）（仮称）の

## 改訂

過年度の調査で作成した、民間事業者等との連携による水産都市の活性化方策の手引き（案）（仮称）について、（２）ア～ウの調査・検討結果を踏まえた改訂を行う。

### （３）その他

#### ア 水産庁との協議

調査着手前、中間報告、調査終了後の計３回、水産庁漁港漁場整備部計画課と協議を行うこと。

#### イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の漁港・施設グループ（６課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞くこと。

## 4 関係資料の貸与

（１）本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

（２）貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

## 5 過年度調査に係る資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部計画課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部計画課担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### （１）成果品

調査報告書 ３部

電磁記録媒体資料 ２部（CD-R）

### （２）納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館８階 ドアNo.本805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（２部）を提出すること。

## 8 その他

（１）受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

（２）事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成30年度水産基盤整備調査委託事業  
「大規模自然災害に対する漁港の防災対策強化に係る検討調査」仕様書

1 目的

南海トラフ地震等の大規模自然災害の発生が切迫する中、漁業地域におけるBCP（事業継続計画）については、その策定を推進するため、平成29年2月に「漁業地域における水産物の生産・流通に関するBCPガイドライン（策定編、運用編、策定および運用に関する参考事例）」を取りまとめるとともに、漁港漁場整備長期計画においても、流通拠点漁港におけるBCP策定を明記したところである。

今後は、策定するBCPの内容を充実させ、実効性を高めていく必要があることから、本調査では、現行ガイドラインにおいて不足するBCPの策定効果に係る評価手法や東日本大震災被災地の復旧過程で得られた知見等を検討・追記し、現行ガイドラインの充実化を図る。

また、BCP等の観点から望ましい施設整備や必要な防災対策について整理し、漁港防災対策をさらに強化させるための施設整備のあり方を取りまとめる。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 現行BCPガイドラインの改訂
- イ 漁港の防災対策強化の検討

(2) 調査の方法

- ア 現行BCPガイドラインの改訂

(ア) BCP策定による効果の定量的評価手法の検討

大規模流通拠点漁港（特定第3種漁港の中から6漁港程度を想定）において、漁港施設や水産関連施設の被害に起因する、水産物の生産・流通機能及び地域経済への影響について現地調査を行う。

現地調査については、生産・流通機能に及ぼす直接被害と間接被害について整理するとともに、施設被害の地域経済に与える定量的指標（被害額など）を整理・推計する。

また、当該整理・推計結果を踏まえ、BCP策定漁港（現地調査を行った漁港を除く）のうち2～3漁港において、BCP策定効果の定量化（被害額の低減など）について検討し、これらの結果を現行ガイドラインに反映させる。

(イ) 東日本大震災被災地のBCP事例に基づく知見の反映

被害状況や生産・流通の再開過程等について、被災地での実体験に基づく知見を整理し、現行ガイドラインに反映させる。



(ウ) 被災時の地域内連携、広域的連携の検討

現行ガイドラインでは、BCPの策定範囲について、各圏域における流通拠点漁港とその背後地域を対象とし、必要に応じて周辺漁港も対象とするとしている。しかしながら、周辺漁港も含めた圏域全体のBCP策定手法については具体的な記載がない。

このため、災害後における生産・流通の流れを想定した上で、圏域全体に適用できるBCPの策定手法を検討し、参考としてガイドラインに盛り込む。

また、地方（東北、関東、東海等の地方区分）ごとに主要漁業の種類、漁期、必要とする資機材等を整理した上で、代替漁港での陸揚や資機材調達などの連携の可能性について検討し、参考としてガイドラインに盛り込む。

(エ) ガイドラインへの策定事例編の追加

BCP事例を収集し、「策定事例編」として編集する。

なお、当該事例の概要、特徴等について簡潔にまとめた概要版（A4サイズ1枚程度）を作成する。

イ 漁港の防災対策強化の検討

事例収集や現地調査を行い、BCP等の観点から見て望ましい施設整備のあり方を整理する。

また、望ましい施設整備を行った場合の被害低減効果等を示した上で、漁港防災対策強化のための方策について整理する。

なお、当該検討のための現地調査については、アの（ア）における調査と兼ねるものとする。

(3) 検討委員会の設置

(2) ア及びイの検討にあたっては、専門分野の知見を有する学識経験者、地方公共団体及び漁業関係者等を委員とする検討委員会を組成し、助言を得ながら成果を取りまとめるとともに、調査検討委員会を3回以上開催すること。

加えて、当該委員に対し、ア及びイの調査・検討の方向性が定まった段階で、調査内容に関する具体的な技術的助言等を個別に求めること。

(4) その他

ア 水産庁との協議

調査着手前、中間報告、成果報告の計3回、水産庁漁港漁場整備部計画課計画班と協議を行う。

イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の漁港・施設グループ（6課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

## 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部計画課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く 10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部計画課計画班担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 2部

電磁記録媒体資料 1部（CD-R）

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「漁港漁場分野における ICT 活用検討調査」仕様書

1 目的

平成 29 年度を初年度とする漁港漁場整備長期計画の重点課題を推進するためには、漁港漁場の整備・管理に関する情報等を、より効果的に活用する必要がある。

本調査では、平成 29 年度の調査成果を踏まえ、ICT を活用した漁港漁場施設の整備や管理の高度化、合理化等について検討する。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 漁港水産物流通の情報化に関する検討
- イ 漁港・漁場施設情報のデータベース化に関する検討
- ウ 施工の生産性や安全性の向上に関する検討
- エ オンライン化、BPR を踏まえた漁港漁場関係業務システムの検討

(2) 調査の方法

ア 漁港水産物流通の情報化に関する検討

平成29年度水産基盤整備調査委託事業「漁港漁場分野におけるICT技術の活用検討調査」の検討成果を踏まえ、市場等の業務の省力化・省人化、水産物のトレーサビリティの確保及び水産資源管理の高度化等の推進に資する漁港水産物情報化システムを提案し、モデル漁港において実用性等を検証する。

イ 漁港・漁場施設情報のデータベース化に関する検討

平成29年度水産基盤整備調査委託事業「漁港漁場分野におけるICT技術の活用検討調査」で開発した「漁港関係基礎情報データベースシステム」及び「漁場関係基礎情報データベースシステム」を試行・改良を行うとともに、拡張機能について提案・試行する。

さらに、「漁港漁場におけるデータ連携のためのプラットフォーム」及び漁港漁場整備等の見える化に資する「漁港漁場関係情報のオープンシステム」を提案・試行する。

ウ 施工の生産性や安全性の向上に関する検討

漁港漁場工事における建設現場の生産性・安全性の向上に向けて、測量から設計、施工、検査、維持管理に至る一連の建設生産プロセス全体への3次元データ活用など、ICT導入に必要な環境を構築するための「ICT導入のための基準類」及び「3次元データの管理・受渡環境」について提案・検証する。

さらに、工事関係書類作成等の効率化・省力化にむけて「工事関係書類及びチェック等の作業軽減方策」を提案する。

#### エ オンライン化、BPRを踏まえた漁港漁場関係業務システムの検討

漁港漁場関係業務の効率化を図るため、オンライン化、BPRを活用した調査業務、事業申請・認可業務等の効率化システムを提案し、実用性等について検証する。

### (3) その他

#### ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について、3 (1) ア、イ、エについては水産庁漁港漁場整備部整備課設計班、3 (1) ウについては水産庁漁港漁場整備部整備課施工積算班と協議するものとする。

#### イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の設計・積算グループ(4課題)の報告会を円滑に遂行するため、水産庁と調整しながら、開催案内や会場準備及び当日の司会進行等の事務局運営を行うとともに調査会場で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

## 4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

## 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部整備課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00~17:00(ただし、12:00~13:00の間は除く。)とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部整備課設計班及び施工積算班の担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 4部

電磁記録媒体資料 2部(CD-R)

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班(農林水産省本館8階 ドアNo.本805)

## 7 実績報告書

事業が終了したとき(本事業を中止し、又は廃止したときも含む。)は、事業実績報

告書（２部）を提出すること。

## 8 その他

- (1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「漁港漁場施設の設計手法の高度化検討調査」仕様書

1 目的

漁港・漁場施設の目的・機能に応じ、その目的の達成や機能の確保のために施設に備わるべき能力である「性能」を明確にし、性能規定化に対応した設計を一層推進することが課題である。また、よりの確で合理性の高い照査方法の確立のため、現場条件に適合した地震力や海域環境を考慮した流体力の算定手法などを改善することが課題である。このため、本調査では漁港漁場施設の設計手法の高度化について検討する。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 津波に対する漁港施設の構造上の弱点への設計方法の検討
- イ 粘り強い構造に係る性能評価手法、設計方法の検討
- ウ 津波等の強い流れに対する安定重量算定手法の検討
- エ 設計沖波等の設計条件の点検・見直しの標準的な考え方及び手法の検討
- オ 沈設魚礁の流体力算定式及び着定基質の安定質量算定式の検討
- カ 浮魚礁の合理的な機能保全手法の検討
- キ 漁港漁場整備への新技術導入促進方策の検討

(2) 調査の方法

- ア 津波に対する漁港施設の構造上の弱点への設計方法の検討  
平成29年水産基盤整備調査委託事業「漁港・漁場の施設の設計手法の高度化検討調査」の成果を踏まえ、堤頭部・隅角部等における津波力評価手法を提案・検証し、とりまとめる。
- イ 粘り強い構造に係る性能評価手法、設計方法の検討  
平成29年水産基盤整備調査委託事業「漁港・漁場の施設の設計手法の高度化検討調査」の成果等を踏まえ、粘り強い構造に係る性能評価手法及び設計方法を提案・検証し、とりまとめる。
- ウ 津波等の強い流れに対する安定重量算定手法の検討  
津波等による強い流れに対するイスバッシュ式の適用範囲や流速によるイスバッシュ係数について検証を行い、合理的な安定重量算定手法を提案・検証する。
- エ 設計沖波等の設計条件の点検・見直しの標準的な考え方及び手法の検討  
設計沖波等の設計条件の点検・見直しの実態を調査し、課題等を把握した上で、設計条件の点検・見直しの標準的な考え方を提案し、とりまとめる。

オ 沈設魚礁の流体力算定式及び着定基質の安定質量算定式の検討

平成29年水産基盤整備調査委託事業「漁港・漁場の施設の設計手法の高度化検討調査」の成果等を踏まえ、流体中における沈設魚礁の挙動特性や流速の設定に関する課題等を実験や数値シミュレーション等によって明らかにした上で、沈設魚礁及び着定基質の安定性の照査手法を提案・検証し、とりまとめる。

カ 浮魚礁の合理的な機能保全手法の検討

浮魚礁の更新等の実態を調査の上、課題等を把握し、合理的な機能保全に向けた検討事項を整理する。

キ 漁港漁場整備への新技術導入促進方策の検討

各分野における新技術導入促進方策の状況を把握し、漁港漁場整備分野における新技術導入促進方策について提案する。

### (3) 検討部会等の設置

3 (1) ア、イ、ウ、エ、オにおいては、有識者等による指導・助言を受けることとする。回数は履行期間中2回程度とする。また、必要に応じて有識者ヒアリングを行うものとする。

### (4) その他

ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁漁港漁場整備部整備課設計班と協議するものとする。

イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の設計・積算グループ（4課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

## 4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

## 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部整備課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部整備課設計班担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 4部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

(2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本 805）

7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。



平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「ストック効果に係る評価手法の充実化等調査」仕様書

1 目的

人口減少や厳しい財政制約の中、社会資本整備にあたっては、ストック効果の最大化が求められており、水産基盤整備においても、事業を戦略的に進めていく上で、事業評価体制の充実化が急務となっている。

このため、本調査では、事業評価手法の充実化を図るため、地震・津波対策効果等の改善の余地のある既存項目について算定手法の見直しを検討するとともに、輸出促進対策効果や裾野産業への波及効果等の新たな項目について評価手法を検討する。また、併せて、事業評価に係る実施体制の効率化・適正化を図るため、事業評価に関する解説書等の作成に向けた検討を行う。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

平成 30 年度調査事項

- ア 地震・津波対策効果の算定手法の検討
- イ 輸出促進対策効果の算定手法の検討
- ウ ストック効果の新たな評価手法の検討
- エ 「水産基盤整備事業の評価に関する解説書（仮称）」の概要検討
- オ 「ストック効果を高めるための留意点等を取りまとめた手引き書（仮称）」の概要検討

平成 31 年度調査事項（予定）

- ア 「水産基盤整備事業の評価に関する解説書（仮称）」の作成
- イ 「ストック効果を高めるための留意点等を取りまとめた手引き書（仮称）」の作成

(2) 調査の方法

- ア 地震・津波対策効果の算定手法の検討  
東日本大震災により被災した漁港における水産関連施設の被災前と現在の状況等を調査・整理し、新たな地震・津波対策効果の算定手法を検討する。
- イ 輸出促進対策効果の算定手法の検討

衛生管理対策が完了し、現在、輸出を行っている漁港において、衛生管理対策前後の輸出及び国内流通の実態を調査・整理し、輸出促進対策効果の算定手法を検討する。

ウ ストック効果の新たな評価手法等の検討

漁業の成長産業化に資する波及的な効果等について調査・分析し、定量的な効果の把握手法等を検討する。

エ 「水産基盤整備事業の評価に関する解説書（仮称）」の概要検討

事業評価事例について整理のうえ、解説書の構成や主要項目等の概要を取りまとめる。

オ 「ストック効果を高めるための留意点等を取りまとめた手引き書（仮称）」の概要検討

「ストック効果の高い優良地区を分析したプロセス事例（平成 29 年度策定）」を整理・分析のうえ、手引き書の構成や主要項目等の概要を取りまとめる。

カ 3（2）ア～ウの検討結果等を踏まえ、「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」を改訂する。

（3）検討会の設置

本調査において、事業評価手法の検討・整理にあたっては、学識経験者等を構成メンバーとする検討会を組成し、助言を得ながら成果を取りまとめるとともに、調査検討会を3回以上開催すること。

加えて、当該委員に対し、調査・検討の方向性が定まった段階で、調査内容に関する具体的な技術的助言等を個別に求めること。

（4）その他

ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁漁港漁場整備部計画課計画班と協議するものとする。

イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の設計・積算グループ（4課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

4 関係資料の貸与

（1）本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

（2）貸与した資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水

産庁漁港漁場整備部計画課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部計画課計画班担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 4部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本 805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「漁港漁場施設の長寿命化対策検討調査」仕様書

1 目的

多くの漁港漁場施設等は、更新時期を迎え、今後、維持管理・更新に係る費用が増大していくことが懸念されており、ライフサイクルコストの最適化に努めつつ、既存ストックの戦略的な長寿命化対策を推進することが課題であることから、本調査では漁港漁場施設の長寿命化対策を検討するものである。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 漁港施設の点検・診断技術の高度化の検討
- イ 荷さばき所等の予防保全対策の検討
- ウ 漁港施設の点検システム及び維持管理情報プラットフォームの検討
- エ 漁港施設の長寿命化対策費用等の検討

(2) 調査の方法

- ア 漁港施設の点検・診断技術の高度化の検討  
漁港施設の老朽化の点検・診断や災害後の変状等の把握における現場での課題等を把握し、センシング技術、人工知能 (AI)、3次元データ、ロボット等の技術を活用することで可能となる簡便かつ経済的な点検・診断手法を提案し、実用性等について検証する。
- イ 荷さばき所等の予防保全対策の検討  
荷さばき所（産地市場を含む。）の老朽化の実態や機能保全の取組実態を把握し、荷さばき所の長寿命化を図る上での課題を抽出する。その上で、荷さばき所への予防保全対策の有効性や経済性等について分析する。さらに、荷さばき所の予防保全対策の実施のためのガイドラインを提案する。
- ウ 漁港施設の点検システム及び維持管理情報プラットフォームの検討  
平成29年度水産基盤整備調査委託事業「水産基盤施設の長寿命化対策検討調査」で開発した漁港施設の点検システム及び維持管理情報プラットフォームシステムを試行運用し、課題等を把握し、改良する。また、長寿命化対策費用の算定・標準化の拡張性機能やシステム間の連携機能について提案・試行する。
- エ 漁港施設の長寿命化対策費用等の検討  
平成29年度水産基盤整備調査委託事業「水産基盤施設の長寿命化対策検討調査」で作成した機能保全計画のデータベースへ平成29年度に策定、変更した機能保全

計画のデータを追加し、将来の長寿命化対策費用等を推計する。また、長寿命化対策の優良事例を調査し、事例集を作成する。

### (3) その他

#### ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁漁港漁場整備部整備課設計班と協議するものとする。

#### イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の設計・積算グループ（4課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

## 4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料及び関連システムのソフトを貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料及びソフトについては、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

## 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部整備課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部整備課設計班担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 4部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

- (2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成30年度水産基盤整備調査委託事業

「大水深域の漁場整備における効果評価と整備技術の開発」仕様書

1 目的

新たな漁港漁場整備長期計画においては、重点課題の一つとして「豊かな生態系の創造と海域の生産力の向上」が掲げられている。具体的には、「沖合域においては、漁場整備による効果を的確に把握しつつ、新たな知見や技術を活かし、資源管理と合わせて効率的に整備を展開していく」ことが目標の一つとされている。

しかしながら、沖合域（大水深）で造成された漁場における効果の発現状態などの知見は十分に把握されていない状況にある。そのため、今後、大水深域へ漁場整備を展開していくためには、これまで整備された保護育成礁やマウンド礁等により造成された増殖漁場において、漁場環境や漁業操業等の利用状況、対象魚種の資源状況、生態等に関する知見を収集・分析し、大水深域における漁場整備の効果を客観的に把握するとともに、今後の漁場整備を効果的に進めるための整備の方向性を整理する必要がある。

これらの効果把握及び整備方針のとりまとめを行い、上記重点課題の目標を実現させ、今後の大水深域における漁場整備を着実に展開していくためには、①既存の大水深域における漁場整備の効果について、定量的な評価手法の開発、②大水深域における今後の漁場整備について、想定される整備手法を客観的に提示するとともに、魚種、海域および施設の特性を十分に考慮した技術開発を行い、計画的効率的に検討を進める必要がある。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 大水深域における整備効果の定量的な評価手法の開発
- イ 大水深域における今後の漁場整備の方向性の検討

(2) 調査の方法

- ア 大水深域における整備効果の定量的な評価手法の開発

国及び地方公共団体が整備した魚礁周辺における漁獲成績報告書（漁績）等をもとに、データベースを作成する。データベースを用いて、漁獲量の変動要因となる資源量、操業する漁船能力の違い、季節変化、対象魚種の分布の濃淡などの影響を分析し、これらの影響を排除した保護育成礁そのものの保護効果等を算出する統計モデルを試作する。統計モデルは、「施設整備による資源密度の増加効果」、「施設周辺における漁獲努力量の増減」などの漁業形態の変化を定量的に把握する2つの統計モデルとし、今後整備される大水深域での漁場整備においても整備効果を事前

予測できる汎用性のあるものとする。

また、試作した統計モデルの妥当性や精度向上を示すために必要な現地調査計画を検討し、現地調査により確認する。

#### イ 大水深域における今後の漁場整備の方向性の検討

以下の項目を整理・検討し、大水深域における今後の漁場整備の方向性をとりまとめる。

##### (ア) 海況条件の整理

我が国周辺の大水深域の流況、海底地形、栄養塩動態等について、既往文献・関連産学会の動向調査、必要に応じて関係者からヒアリングを行い、最新の知見・課題を海域ごとに整理する。

##### (イ) TAC・TAE対象種などの資源状況と生態の整理

TAC・TAE対象種などの資源状況と生活史を含む生態等について、既往文献・関連産学会の動向調査、必要に応じて関係者からヒアリングを行い、最新の知見・課題を海域ごとに整理する。

##### (ウ) 大水深域での漁場整備に適用する土木技術の整理

大水深域での漁場整備に適用可能な土木技術について、既往文献や整備事例等から、最新の知見・課題を整理する。

##### (エ) 大水深域における新たな漁場整備の方向性の課題・検討方針の整理

(ア)～(ウ)の結果を総合的に評価し、今後の大水深域における新たな漁場整備の方向性について、課題・検討方針を整理し、とりまとめる。

#### (3) 検討会の設置

3(2)イ(エ)の検討においては、有識者等による検討会を設置し、指導・助言を受ける検討会を2回以上開催する。また、3(2)イ(ア)～(ウ)については、ワーキンググループ形式により検討・整理を行う。

#### (4) その他

##### ア 水産庁との協議

調査着手前に水産庁漁港漁場整備部整備課調整班と協議を行うこと。

##### イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の計画・漁場グループ(4課題)の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

#### 4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。



(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

## 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部整備課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部整備課調整班担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 3部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成 30 年度水産基盤整備調査委託事業  
「藻場回復・保全技術の高度化検討調査」仕様書

1 目的

藻場・干潟・サンゴ礁は、重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚仔魚の成育などの資源生産の場としての機能や、有機物の分解、窒素、リンなどの栄養塩の取込みによる水質の浄化などの様々な機能を有しており、良好な沿岸域の環境を維持していくため、実効性のある藻場・干潟・サンゴ礁の保全・創造を推進することが課題である。

本調査では、藻場の回復・保全技術、維持管理技術及びモニタリング技術の一連の検討を行い、磯焼け対策のガイドインを改訂を行う。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 22 日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 広域藻場のモニタリング手法の検討
- イ 植食動物の効率的な食害制御技術の検討
- ウ 捕食者を利用した藻場回復手法の検討
- エ ネットワークを考慮した藻場回復手法の検討

(2) 調査の方法

ア 広域藻場のモニタリング手法の検討

衛星、ドローンなどによる空中撮影、魚探などによる音響データ、水中カメラなどの水中画像を用いた藻場分布調査が行われているが、統一性のない手法を採用しているため過去や他海域との比較が容易にできないことから、現存する技術の問題点や適用条件を整理し、標準的な手法のマニュアルを提案する。また、人工衛星等と人工知能（AI）による画像判別を活用した広域藻場モニタリング手法について提案・検証する。

イ 植食動物の効率的な食害制御技術の検討

植食性魚類が蟄集する時期や場所を明らかにし、効率的な除去手法や海藻等で積極的に蟄集させて除去する手法を提案・検証する。

ウ 捕食者を利用した藻場回復手法の検討

捕食者の存在が捕食によるウニ等の植食動物を制御し、温暖化に対しても回復力のある藻場が回復、維持する可能性を検討し、ウニ等の捕食者を利用した藻場回復手法について提案・検証する。

エ ネットワークを考慮した藻場回復手法の検討

藻場のネットワークを回復することによって、ウニの食圧より藻場の生産力が大きくなると、広い海域で一気に藻場が回復するフェーズシフトが発生することがあり、この現象を藻場回復対策への活用の可能性を検討するため、フェーズシフトの発生条件（場所、規模等）を解明する。その上で、フェーズシフトを活かした藻場回復手法を提案・検証する。

### (3) その他

#### ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁漁港漁場整備部整備課設計班と協議するものとする。

#### イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の設計・積算グループ（4課題）の報告会を円滑に遂行するため、水産庁と調整しながら、開催案内や会場準備及び当日の司会進行等の事務局運営を行うとともに、報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

## 4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

## 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部整備課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部整備課設計班担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 4部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本 805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

- (1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成30年度水産基盤整備調査委託事業  
「広域漁場整備実証調査」仕様書

1 目的

現在、水産動植物にとって産卵・育成の場となる藻場・干潟の減少や磯焼け等により水産動植物の生息環境が悪化しており、我が国周辺水域の主な水産資源の半数程度が低水準となっている。

このような状況の中、海域における生態系全体の生産力の底上げを目指し、水産生物の動態及び生活史に対応した良好な生息環境空間を創出する整備として「水産環境整備」が積極的に取り組まれてきたところである。

しかしながら、複数都道府県にまたがる広域的な海域において、地方公共団体が主体となった調査では、水産環境の変化や広範囲に移動する魚種の生態について広域的かつ的確に把握することが難しく、十分な科学的知見に基づく対策の立案・計画策定や実施が困難である。

このため、平成29年度水産基盤整備調査委託事業「広域漁場整備実証調査」（以下「平成29年度委託事業」という。）では、伊勢湾・三河湾海域におけるアサリ及び伊予灘・周防灘海域のマコガレイについて、生息場所等の生活史を調査し、それぞれの成長段階における好適な生息環境を統計モデル化した上で、適切な水産環境整備手法を検討し、その結果を踏まえた「水産環境整備マスタープラン」を策定したところである。

本委託事業では、平成29年度委託事業の成果を踏まえつつ、最終的な「水産環境整備マスタープラン」の取りまとめにあたり必要な補足調査を行い、その結果を踏まえて、「水産環境整備マスタープラン」を策定することにより、効率的かつ効果的な水産環境整備を推進するものである。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 広域的な海域を生活史とする伊勢湾・三河湾海域におけるアサリ、伊予灘・周防灘海域におけるマコガレイの生活史の補足調査等
- イ 当該水産生物の成長段階毎の好適な生息環境条件の解析及びその結果を踏まえた当該水産生物の資源の回復・増大に向けた効果的な水産環境整備手法の検討
- ウ イの検討結果を踏まえた「水産環境整備マスタープラン」（案）（別添様式参照）の作成
- エ 対象海域ごとの報告書等の作成

(2) 調査の方法

- ア 広域的な海域を生活史とする伊勢湾・三河湾海域におけるアサリ、伊予灘・周防灘海域におけるマコガレイの生活史の補足調査等
  - (ア) 伊勢湾・三河湾海域におけるアサリ
    - a 母貝場、稚貝場におけるアサリの分布状況等の調査等
      - (a) 調査地点

平成29年度委託事業により調査を行った伊勢湾における2地区（名古屋港、木曾三川河口域）、三河湾の4地区（一色、幡豆、福江、蒲郡）とする。

(b) 調査時期

伊勢湾については、4～12月の間に計5回以上、三河湾においては、5～6月に1回以上、8～9月に1回以上の調査を実施する。

(c) 調査内容

各調査地点において、アサリの分布状況等（生息密度、生息重量、殻長組成、肥満度、成熟度）の調査、底質調査（粒度組成、強熱減量）を実施の上、平成29年度委託事業の結果を用いて、各調査地点におけるアサリの分布状況等の推移をとりまとめること。

b 秋期発生個体群の着底場等の推定

平成29年度委託事業により実施した秋期の浮遊幼生分布調査結果及び同期間の海洋環境データを用いて計算した流動場により、同個体群が発生した産卵海域及び着底した海域の推定を行う。

(イ) 伊予灘・周防灘海域におけるマコガレイ

a 稚魚の分布状況に係る調査

以下により稚魚の生息状況の補足調査を行う。

(a) 調査地点

平成29年度委託事業により調査した地点において補足調査を行うこと。

(b) 調査時期

平成30年4月、5月、6月において、1月あたり1回以上実施すること。

(c) 調査内容

各調査地点において、単位面積あたりの稚魚の分布について、ソリネット若しくは潜水により調査を行い、採集した個体については、同定、全長計測を行うこと。

併せて、それぞれの調査地点の水質（水温、塩分、溶存酸素（底層D0）、底質（粒度組成、有機物含有量）の調査を行うこと。

b 浮遊仔魚の着底場等の推定

平成29年度委託事業により実施した浮遊仔魚分布調査結果及び同期間の海洋環境データを用いて計算した流動場により、同個体群が発生した産卵海域及び着底した海域の推定を行う。

c 産卵場の調査

以下により産卵場の補足調査を行う。

(a) 調査地点

平成29年度委託事業及び上記bの調査結果により推定した貢献度の大きいと判断した産卵場であって、平成29年度委託事業において調査を行っていない産卵場。

(b) 調査時期

平成29年度委託事業の結果及び親魚の熟度調査等により産卵期を判断

の上、適切な時期に実施すること。

(c) 調査内容

調査地点において、10箇所の海底土をグラブ式採泥器で採取(0.05m<sup>3</sup>)し、採取した検体中の卵の数を計数するとともに、調査地点あたりの卵の出現数を単位面積(m<sup>2</sup>)あたりの卵数で整理すること。なお、グラブ式採泥器による調査が困難な場合は、協議により調査方法を決定することとする。

採泥器等により採取したすべての海底土について、底質(粒度組成、有機物含有量等)を調査すること。

- d 平成29年度委託事業により実施した標識放流の再捕報告に係るとりまとめ  
平成29年度委託事業により実施した標識放流に係る再捕報告があった場合は、その報告結果をとりまとめること。

イ 当該水産生物の成長段階ごとの好適な生息環境条件の解析及びその結果を踏まえた当該水産生物の資源の回復・増大に向けた効果的な水産環境整備手法の検討

(ア) 伊勢湾・三河湾海域におけるアサリ

平成29年度委託事業及び(2)ア(ア)の結果を用いて、統計的手法によりアサリ分布と生息環境との関係性について解析の上、その解析結果を踏まえた適切な水産環境整備手法を検討すること。

(イ) 伊予灘・周防灘海域におけるマコガレイ

平成29年度委託事業及び(2)ア(イ)の結果を用いて、統計的手法によりマコガレイ分布と生息環境との関係性について解析の上、その解析結果を踏まえた適切な水産環境整備手法を検討すること。

ウ イの検討結果を踏まえた「水産環境整備マスタープラン」(案)(別添様式参照)の作成

(ア) 伊勢湾・三河湾海域におけるアサリ

イ(ア)の結果を踏まえ、関係県と協議の上、平成31年1月末日までに「水産環境整備マスタープラン(案)(暫定版)」の変更案を作成すること(2月、3月に実施する調査結果を反映させた「水産環境整備マスタープラン(案)(最終版)」は、当該調査結果がまとまり次第速やかに作成すること)。

(イ) 伊予灘・周防灘海域におけるマコガレイ

イ(イ)の結果を踏まえ、関係県と協議の上、平成31年1月末日までに「水産環境整備マスタープラン(案)(暫定版)」の変更案を作成すること(2月、3月に実施する調査結果を反映させた「水産環境整備マスタープラン(案)(最終版)」は、当該調査結果がまとまり次第速やかに作成すること)。

エ 対象海域毎の報告書等の作成

上記ア～ウの結果に基づき、対象海域毎に報告書を取りまとめるとともに、平成29年度委託事業により作成した生活史の模式図の修正を行うこと。

(3) その他

#### ア 水産庁との協議

調査着手前、中間報告、調査終了後の計3回、水産庁漁港漁場整備部計画課と協議を行うこと。

#### イ 関係機関との事業検討会の開催

それぞれの海域において、以下の有識者、関係県等を構成員とする事業検討会を設置し、履行期間中に2回以上開催すること。なお、有識者からは事業の効率的・効果的な実施に資する助言・意見を求めるものとする。

##### (ア) 伊勢湾・三河湾海域

構成員は、伊勢湾・三河湾海域沿岸の関係県の試験研究機関、行政機関、伊勢湾・三河湾海域のアサリの生態及び水産工学に関する分野に精通する有識者をそれぞれ1名以上、その他水産庁が必要と認める者とする。

##### (イ) 伊予灘・周防灘海域

構成員は、伊予灘・周防灘域沿岸の関係県の試験研究機関、行政機関、伊予灘・周防灘海域のマコガレイの生態及び水産工学に関する分野に精通する有識者をそれぞれ1名以上、その他水産庁が必要と認める者とする。

#### ウ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の計画・漁場グループ（4課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

### 4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施に当たり、本事業に関連する資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

### 5 関連資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部計画課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部計画課計画班担当者に連絡すること。

### 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとする。

#### (1) 成果品

調査報告書 3部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

#### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

### 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

### 8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計



画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

- (2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

## 水産環境整備マスタープラン

## 1 対象範囲

## 2 水産環境整備の基本方針

都道府県名(海域名)		関係市町村名	
関係漁業協同組合名			
対象海域の概要			
対象とする水産生物 (生活史、資源状態等)			
生活史の模式図			
(地域の全体図(等深線を含む)、対象水産生物の生活段階ごとの生息環境、既存施設及び整備予定区域が分かるもの)			
水産環境整備の基本方針			

### 3 施策の内容

#### (1) 調査計画事業

事業名	地区名	事業主体	調査等の内容	実施予定年度	備考

#### (2) 漁場整備に関する事業

事業名	地区名	事業主体	事業内容	計画数量	実施予定年度	備考

※ 事業内容欄には、対象とする水産生物の生活史と漁場整備との関係性についても具体的に記載すること。

#### (3) モニタリング計画

事業名	地区名	事業主体	施設名	計画数量	実施予定年度	モニタリング内容	備考

#### (4) 効果発現促進事業

事項	事業名	地区名	事業主体	事業内容	実施予定年度	備考
①海藻類等の播種・移植						
②食害生物の駆除						
③食害防止に必要な構造物の設置						
④その他早期の整備効果の発現について実証						

された取組						
-------	--	--	--	--	--	--

(5) 連携内容

--

※ 水産多面的機能発揮対策、資源管理計画、栽培漁業、その他の市民活動等水産環境整備の推進に資する事業の実施地区、実施主体、実施内容、実施規模等の情報を記載すること。

4 水産環境整備マスタープランにより見込まれる効果

--

※本事業により見込まれる効果を全般的・網羅的に記入すること。

5 水産環境整備マスタープランの検証・評価に係る事項

--

※ 事業の検証・評価等を行うための協議の場の設置状況、必要なモニタリング項目、評価手法、地元漁業者や関係部局等との調整状況等について記入すること。

6 その他特記事項

--

7 引用文献

--

平成30年度水産基盤整備調査委託事業

「天然コンブの生育に好適な海洋環境条件の解明に基づく漁場造成適地選定手法の開発」  
仕様書

1 目的

北海道におけるコンブは重要な資源対象であるが、年々減少傾向にある。これまで天然コンブの増産・安定生産を目的として、漁場造成、コンブの食害を起こすウニ類の除去、母藻設置による遊走子放出促進等の様々な対策が図られてきたが、効果が場所によって大きく異なり、かつ継続的なものとなっていない。

このため、コンブを効率的・安定的に繁茂させる漁場管理を行うためには、コンブ類にとって好適な生息条件を備えた適地を選定し、効果的な対策を行うことが必要となる。

そこで、既往の知見・データを用いた解析、飼育実験および現場調査により、海洋物理環境とコンブの生育との関係を解明する。次にこれらの結果を実際の漁場に適用し、天然コンブ漁場の造成に資するために地理情報システム（GIS）を用いた漁場適地の選定・評価手法を開発する。

なお、選定・評価手法の開発に当たっては、調査対象海域の漁業者との意見交換を行うこととする。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 海洋物理環境調査の実施
- イ コンブの生物特性の把握
- ウ 既存知見に基づくコンブ漁場特性の推定
- エ 地理情報システム（GIS）を使った適地選定・評価手法の開発
- オ 効率的なコンブ漁場管理手法の検討

(2) 調査の方法

ア 海洋物理環境調査の実施

北海道東部太平洋沿岸の数地点において、周年にわたり定期的に現地調査および機器観測を実施し、極沿岸域の海洋物理環境（水温、栄養塩、光環境）の季節変化、特性を把握する。

イ コンブの生物特性の把握

海洋物理環境とコンブ生育の関係解明を目的として、以下の現地調査、試験を実施する。

- (ア) 遊走子放出の時期、量的変化の把握

モデル海域において、定期的にコンブを採取し、子嚢斑の出現状況を把握するとともに、海水に含まれる遊走子を定期的に採集して量的変化を把握することで遊走子の放出時期および放出量の時空間的な変化について検討する。

(イ) 配偶体の受精および幼孢子体の成長と物理環境との関係解明

天然から採集したコンブ母藻から遊走子を放出させ、物理環境（水温、栄養塩、光量など）とコンブ配偶体の受精および発生した幼孢子体の成長との関係を検討する。

(ウ) 孢子体の成長・成熟と物理環境との関係性の推定

天然環境に近い条件下で飼育試験を実施し、コンブ孢子体の成長、成熟と物理環境（水温、栄養塩、光量）の変化との関係性について検討する。

ウ 既存知見に基づくコンブ漁場特性の推定

モデル海域において、物理環境およびコンブに関する既往の知見・データを収集・解析し、コンブ漁場形成に必要とされる環境条件を抽出するとともに、漁場間でコンブの生育状況を比較し、好適な物理環境条件について検討する。

エ 地理情報システム（GIS）を使った適地選定・評価手法の開発

GISを用いたコンブ適地選定・評価手法について、物理的環境およびコンブに関する既存知見の整理を行うとともに、GISに取り入れる諸条件を検討し、GISデータベースを構築する。

オ 効率的なコンブ漁場管理手法の検討

アからエの成果を統合したコンブ漁場の効率的な管理手法を開発するため、対象海域における漁場管理に関する基礎情報や既存計画の整理、ニーズおよび課題の把握等の情報収集を行う。

(3) その他

ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁増殖推進部研究指導課と協議するものとする。

イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業の計画・漁場グループ（4課題）の報告会で調査結果を発表し、有識者から意見を聞く。

ウ 漁業者との意見交換

上記（2）のオの検討にあたっては、当該地域の漁業者、漁業協同組合等と意見交換を行い、地域の現状、課題を把握した上で情報を共有しながら実施すること。

4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関する資料については、入札公告期間中に限り、水産

庁増殖推進部研究指導課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁増殖推進部研究指導課担当者に連絡すること。

## 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

### (1) 成果品

調査報告書 3部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

(1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。

(2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。

(3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。

(4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。

(5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成30年度水産基盤整備調査委託事業

「アサリ漁業復活のための大規模漁場整備技術・維持管理手法の開発」

仕様書

1 目的

伊勢湾ではアサリ漁場環境の改善効果予測に基づいて碎石による漁場整備を実施し、漁獲までつなげた事例があがっている。一方で、整備してもアサリの生産性が低い漁場もあり、今後さらにアサリの漁場整備を推進するためには、このように効果が異なる原因を究明して、改善効果予測の高度化を図る必要がある。また、漁業活動を支えるためには数千トン規模の増産が必要であるため、アサリの生息可能域を最大限利用するための大規模な漁場整備技術、整備にともなう生物相や底質の変化に対応した維持管理手法が求められる。本事業では、伊勢湾で開発してきた漁場整備技術を他海域に展開するとともに、大規模な漁場整備技術を確立し、アサリの成長生残を向上させる漁場の維持管理手法の開発を行う。また、本事業の成果をもとに、公共事業への展開に資するアサリ漁場造成の手引きを作成する。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

- ア 効果的な漁場整備に向けた改善効果予測手法の高度化
- イ 大規模な漁場整備技術の開発
- ウ 整備漁場の維持管理手法の開発
- エ アサリ漁場造成手引きの作成

(2) 調査の方法

- ア 効果的な漁場整備に向けた改善効果予測手法の高度化

「アサリ資源回復のための母貝・稚貝・成育場の造成と実証」等の既往知見を整理して、漁場改善効果予測に適応させる新たな環境情報を提示するとともに、その調査・分析方法について検討する。また、これらの環境情報を考慮した改善効果予測手法を提案する。本年度は、アサリ漁場の各種環境情報を収集する。

- イ 大規模な漁場整備技術の開発

「アサリ資源回復のための母貝・稚貝・成育場の造成と実証」で実施した漁場造成手法を整理して、波浪に対するアサリ定着促進および持続性に適した基質および敷設高について明らかにし、干潟など浅海域における大規模漁場整備技術について検討する。本年度は、基質及び敷設高に関する調査を実施する。



#### ウ 整備漁場の維持管理手法の開発

「アサリ資源回復のための母貝・稚貝・成育場の造成と実証」で造成されたアサリ漁場を利用して、アサリ生残率向上のための食害生物駆除や底質維持の方法、時期、頻度など効果的な維持管理手法について提案する。本年度は、食害生物及び底質に関する調査を実施する。

#### エ アサリ漁場造成手引きの作成

本事業ならび「アサリ資源回復のための母貝・稚貝・成育場の造成と実証」で得られた知見をもとに、現地調査、漁場改善効果予測の提案、大規模漁場整備、維持管理手法一連のプロセスによるアサリ漁業活動復活のための方法論について、「碎石を利用したアサリ漁場造成の手引き(案)」の作成を行う。本年度は、手引き(案)の目次、構成、内容について整理する。

### (3) その他

#### ア 水産庁との協議

業務計画、業務成果について水産庁増殖推進部研究指導課と協議するものとする。

#### イ 年度末報告会

水産基盤整備調査委託事業のアサリ・干潟グループの事務局として、水産庁と調整しながら、アサリ・干潟関連調査研究事業合同報告会の開催・運営に協力するとともに、本事業の成果を報告し、専門家、水産庁漁港漁場整備部計画課及び増殖推進部研究指導課から評価・助言を受け、取りまとめに反映すること。

### 4 関係資料の貸与

(1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。

(2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

### 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁増殖推進部研究指導課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁増殖推進部研究指導課担当者に連絡すること。

### 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

#### (1) 成果品

調査報告書 3部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

#### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

## 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

## 8 その他

- (1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い、承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。

平成30年度水産基盤整備調査委託事業  
「有明海水産基盤整備実証調査」仕様書

1 目的

我が国有数の閉鎖性海域として特異な海洋環境にある有明海において、平成25年度から29年度にかけて「水産基盤整備実証調査」を実施した。当事業で覆砂によるタイラギ漁場再生のための実証調査を行い凹凸覆砂畝型において浮泥が抑制されるという一定の成果を得ているが、残された課題として餌料環境の改善がある。

そのため、本委託事業においては、これまでの「水産基盤整備実証調査」の成果を踏まえ、タイラギの餌料環境改善を図る基盤整備事業の実証を行うとともに、タイラギへの死原因の究明、その他の生物における生息のための好適環境条件の解明なども行うことにより、当該海域の再生に資する技術開発の実証調査を行うものである。

2 事業の履行期間

契約締結の日から平成31年3月22日まで

3 事業内容

本事業は次により実施することとする。

(1) 調査事項

福岡県大牟田沖及び佐賀県太良沖において、これまでに実施した実証試験（畝型覆砂及び薄まき覆砂）の成果を踏まえ、以下のとおり実施する。

ア 餌料環境の改善を図る基盤整備方策について造成適地と事業化への実証を検討

イ タイラギの移植及び稚貝の生育環境（餌料環境・産卵状況）、その他の生物への好適環境条件の検討

ウ 有明海湾奥東部海域におけるタイラギの餌料改善後の経過観察とその効果の検証

(2) 調査の方法

ア 餌料環境の改善を図る基盤整備の造成適地の選定と事業化への実証検討

(ア) 餌料環境を改善する基盤整備の実施に向けた適地の選定

平成20・21年度及び平成25・26年度に造成した覆砂漁場の状況を踏まえ、残された課題の1つである餌料環境を改善するために最も効果的であると考えられる基盤整備の適地を選定すること。選定の際にはこれまでの調査を踏まえるのはもちろんのこと、関係県との調整を図りながら、かつてタイラギ漁場としての利用頻度が高かった海域も考慮すること。

(イ) 餌料環境改善に向けた基盤整備の検討

3(2)ア(ア)で選定された区域において、餌料環境改善に向けた基盤を整備し、その効果を検証すること。なお、実証のための基盤整備にあたっては、餌料環境改善効果を含めた基盤の持続性についても考慮しつつ、整備区域外への波及効果にも配慮すること。

イ タイラギの移植及び生育状況等（餌料環境・産卵状況等）、浮遊幼生の来遊状況及びその他の生物の蝸集状況等の調査

（ア）タイラギの移植とその後の生育状況等の調査

関係研究機関と協議のうえ、人工種苗により中間育成したタイラギについて関係研究機関から提供を受け、選定した適地等に中間育成したタイラギの移植を行い、調査対象区域における餌料環境や産卵状況を含め、移植したタイラギの生育状況等についてモニタリングを実施すること。なお、移植したタイラギの一部区域については食害対策を実施すること。また、移植の時期や移植の個体数等については、事前に関係研究機関等と協議すること。

（イ）タイラギ浮遊幼生の来遊状況の調査

選定した適地等においてタイラギの着底状況をモニタリングすること。6月から9月末までのタイラギの産卵期間と考えられる時期には必ずタイラギの浮遊幼生調査を実施（最長でも10日間隔）し、浮遊幼生の出現が確認された場合には、その後7日間隔で確認すること。また、平成20・21年度施工漁場及び平成25・26年度に施工した凹凸覆砂畝型漁場においても引き続きモニタリングを行うこと。

（ウ）その他の生物の蝸集状況等の調査

平成20・21年度及び平成25・26年度の覆砂漁場や今回選定された対象区域において、タイラギ以外の生物の蝸集状況について調査を実施するとともに、蝸集効果についても検証すること。

ウ タイラギの餌料など好適環境の把握及び餌料環境改善後の効果検証

（ア）タイラギの餌料など好適環境の把握

タイラギの餌料におけるC、N安定同位体比の季節別変化及び選定した適地と対象区での生息場所別変化を測定し、季節別及び生息場所別の餌料を把握するとともに、餌料量の経月変化を把握し、タイラギ成貝及び稚貝における生息環境条件とライフサイクルとの関係性を分析すること。

（イ）タイラギの餌料環境改善後の効果検証

タイラギ貝柱筋肉中におけるC、N安定同位体比の成長段階別変化、季節別変化及び生息場所別変化並びにグリコーゲン量を測定すること。その際、C、N安定同位体比とグリコーゲン量の相互関係について分析し、「立ち枯れへい死」と餌料環境との相関関係について検証すること。

（3）関係機関による検討委員会の設置

本事業を円滑・効率的に実施するために、学識経験者、有明海沿岸の関係県の試験研究機関、漁業関係者などを構成メンバーとする検討会を組織し、有明海のタイラギに関して各機関が取り組んでいる試験・研究及び事業の成果や情報を共有し、相互に協力し効率的に作業を分担して、効果の検証を行いながら有明海のたいらぎ漁業再生に向けた取組を進めること。

開催回数は、年度当初、年度末の2回とし、開催場所は福岡市とすること。

（4）その他

#### ア 水産庁との協議

調査着手前、中間報告、調査終了後の計3回、水産庁漁港漁場整備部計画課調査班と協議を行うこと。

#### 4 関係資料の貸与

- (1) 本事業の実施にあたり、本事業に関連する事業報告書等の資料を貸与できるものとし、その際は貸与申請を行うこと。
- (2) 貸与された資料については、厳重な管理を行い、本事業の完了時に返却すること。

#### 5 関係資料の閲覧等

貸与することができる本事業に関連する資料については、入札公告期間中に限り、水産庁漁港漁場整備部計画課にて閲覧可能とする。

なお、閲覧時間は行政機関の休日を除く10:00～17:00（ただし、12:00～13:00の間は除く。）とし、閲覧希望する場合は閲覧希望日の前日までに水産庁漁港漁場整備部計画課調査班担当者（以下「水産庁担当者」という。）に連絡すること。

#### 6 成果品

成果品及び納入場所は以下のとおりとし、事業の履行期間内に提出する。

##### (1) 成果品

調査報告書 2部

電磁記録媒体資料 2部（CD-R）

##### (2) 納入場所

水産庁漁港漁場整備部計画課調査班（農林水産省本館8階 ドアNo.本805）

#### 7 実績報告書

事業が終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときも含む。）は、事業実績報告書（2部）を提出すること。

#### 8 その他

- (1) 受託者は、事業の進行状況等を定期的に報告するほか、水産庁担当者の求めに応じて報告を行うものとする。
- (2) 事業の目的を達成するために、水産庁担当者は、事業の進行状況等に関して必要な指示を行えるものとし、受託者はこの指示に従うものとする。
- (3) 受託者は、本事業の実施にあたって再委託を行う必要が生じたときは、事前に支出負担行為担当官水産庁長官と協議を行い承認を得るものとする。
- (4) 受託者は、本事業の遂行により知り得た情報については、契約期間中はもとより、契約終了後においても外部に漏らしてはならない。
- (5) 事業の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、水産庁担当者と受託者が協議を行うものとする。